

SNS（LINE）による人権相談における LINE公式アカウントの運用指針

令和元年7月1日
法務省人権擁護局
令和2年3月27日改定

法務省人権擁護局では、SNS（LINE）による人権相談を実施することとし、令和元年8月29日（木）から一部地域を対象としたLINEによる人権相談窓口を設置しました。同相談窓口の設置に当たり、LINE公式アカウント（以下「当アカウント」といいます。）を取得しましたので、当アカウントの運用に当たり、利用者の皆さんに誤解や混乱が生ずることのないよう、当アカウントの運用指針を以下のとおり定めます。

1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディア名：LINE（ライン）
- (2) アカウント名：SNS人権相談（@snsjinkensoudan）
- (3) 運用主体：法務省人権擁護局

2 投稿者

法務省人権擁護局職員

3 投稿時間

原則として平日の午前8時30分～午後6時15分に、法務省人権擁護局職員が必要に応じて不定期に投稿します。

4 投稿内容

SNS（LINE）による人権相談に関する情報

5 注意事項

- (1) 法務省人権擁護局へのご意見やご質問は、法務省ホームページの「ご意見・ご提案」へお寄せください。
- (2) 当アカウントの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、お知らせ内容の変更や削除、当アカウントそのものを削除する場合があります。
- (3) 当アカウントに掲載されている写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は、法務省人権擁護局又は正当な権利を有する者に帰属します。当アカウント

から投稿する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合及びLINEの公式機能として実装された「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となるエントリ内容を改変せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

(4) この運用指針は、予告なしに変更する場合があります。

6 免責事項

(1) 当アカウントから一般に向けて投稿を行う際には、細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

(2) 当アカウントから一般に向けて投稿を行ったことに関し、以下の事項について、法務省人権擁護局は何ら責任を負うものではありませんので、あらかじめご了承ください。

ア 利用者により投稿された当アカウントの掲載情報に対するコメント等

イ 利用者が当アカウントを利用したことにより、又は利用できなかったことにより被った損害

ウ 当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又はそれにより被った損害

エ 当アカウントに関連して生じた利用者と第三者間との間のトラブル又はそれにより被った損害

7 禁止事項

当アカウントに対して、以下に該当する行為はご遠慮ください。利用者の行為が以下のいずれかに該当すると当アカウント運用主体が判断した場合には、当該情報等の削除を行う場合があります。

(1) 法務省人権擁護局又は第三者の名誉、信用を傷つけるもの

(2) 法務省人権擁護局若しくは第三者の著作権、肖像権その他の知的財産権等の権利の一部又は全部を侵害するもの

(3) 法令若しくは公序良俗に反する行為又はその行為に関する情報、写真等を掲載すること

(4) 他の利用者、第三者等になりすますもの

(5) 広告や宣伝目的のもの

(6) 当アカウントから投稿した内容の一部又は全部を改変するもの

(7) その他当アカウント運用主体が合理的理由により不適切と判断するもの